

「小規模工事等契約希望者登録制度」

①「小規模工事等契約希望者登録制度」とは？

長門市が発注する小規模な工事及び修繕について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者を「小規模工事等契約希望者」として登録する制度。

※本制度の登録をもって、指名や契約を約束するものではありません。

②対象となる契約

長門市が発注する内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められる工事又は修繕であって、原則として予定価格が30万円未満のもの。

③登録できる者

長門市内に主たる事務所又は住所を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は登録できない。

- 長門市建設工事等請負業者選定事務要綱に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者
- 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- 市税を滞納している者
- 長門市暴力団排除条例に抵触する者

④受付等

- 受付 市広報及びホームページで周知し申請受付
- 有効期間 2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
（以後2年ごと申請受付）
※随時申請も受け付ける

⑤登録名簿への登載

提出された申請書類に基づき申請内容を確認のうえ、小規模工事等契約希望者登録名簿に登載するとともに、情報公開コーナーにて公開する。

⑥登録者の取扱い

発注担当課は、小規模工事等の見積り依頼に際し、登録名簿を業者選定に活用する。ただし、入札参加資格者名簿に登載された業者を選定することを妨げないものとする。

⑦注意事項

受注した工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請けは認めない。